

# 新法施行から一年後の民泊市場 規制で市場は縮小も、都心や一部地方圏で存在感

みずほ総合研究所

調査本部 経済調査部

03-3591-1434

- 民泊新法施行前と比較して、新法施行後に外国人客の民泊利用は大幅に減少。しかし、規制を考慮して民泊の稼働率を試算すると、他の施設と比べて高く、需要が根強いことを示唆。
- 現状の民泊物件は、訪日外国人が増加する三大都市圏、地方中枢都市中心に立地。ただし、北海道主要都市ではホテル稼働率が新法施行後も低下せず、民泊とホテルに明確な競合関係はみられず。
- また、札幌市以外の北海道の一部地域では、新規ホテルの進出がない中、民泊の宿泊者数シェアが総じて高い。こうした地域では、民泊が新たな観光需要の受け皿として機能している可能性。

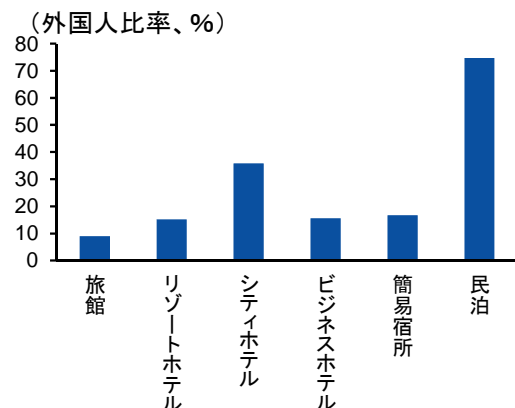
## 1. 民泊新法施行から一年、民泊市場の現状は？

2018年6月15日のいわゆる民泊新法(正式には住宅宿泊事業法)施行から一年が経過した。宮嶋(2017)が指摘するように、2013年以降、訪日外客数が急拡大する都心部を中心に、民泊が急速に広まった。

しかし、当初の民泊物件は旅館業法による営業の許可を取らない違法な物件が多く、治安や騒音などの外部不経済に対する懸念が強まった。これを受けて、政府は民泊新法を定め、民泊物件の取り締まりを事実上、強化した。具体的には、民泊仲介業者あるいは民泊事業者の当局への登録義務化や年間の営業許可日数を180日以内にする規制が導入された。加えて、地方自治体が条例によって、営業期間や場所を制限することで、独自の規制を重ねることも可能となった。その結果、採算重視で民泊事業を展開していたオーナーを中心に、営業継続が困難になったとみられ、物件数は施行前と比べて大幅に減少したと言われている。

それでは民泊新法施行により、民泊市場はどの程度影響を受けたのだろうか。政府は、民泊新法施行後から、民泊に関する公式統計の公表を開始(本稿執筆時点で2019年5月までの値を公表)した<sup>1)</sup>。公表範囲はまだ限定的ではあるが、本稿では民泊新法一年後の民泊市場の状況について概観し、今後の課題について考えてみたい。なお民泊新法の施行により、相対的に規制が緩和されている簡易宿所が増加しているが、統計データの制約上、本稿では主に民泊新法に基づいて事業が運営されている民泊物件について考察する。

図表 1 宿泊施設タイプ別の外国人シェア



(注) 民泊は新法施行後の値。その他は2018年の値。  
(資料) 観光庁「住宅宿泊事業の宿泊実績について」「宿泊旅行統計調査」より、みずほ総合研究所作成

## 2. 新法施行後も民泊の実質的な稼働率は高い

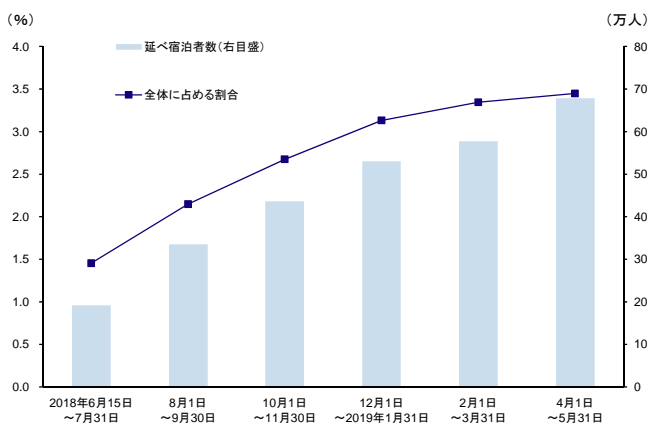
これまで民泊は主に外国人旅行者に活用されてきたとみられるが、新法施行後も外国人の活用比率は高いのだろうか。そこで、まずは宿泊施設別の外国人シェアを計算したものが図表1である。これを見ると、民泊の外国人シェアは実に70%超と、他の施設よりも高い。現状、民泊は実質的に訪日外国人旅行者の受入施設として活用されていることがみてとれよう。

次に、新法施行後の民泊の外国人延べ宿泊者数の推移をみてみよう。図表2をみると、2019年4～5月に民泊を利用した外国人延べ宿泊者数は約70万人と、外国人延べ宿泊者全体のわずか3.5%程度にとどまる。宮嶋（2017）で分析したように、2016年時は外国人の15%程度が民泊を利用していたと推計されることに鑑みると、やはり新法施行で民泊市場が大きく縮小してしまったと言えそうだ<sup>2</sup>。

しかし、新法施行直後と比較すると、全体に占めるシェアは着実に上昇しており、新法に対応したビジネスを展開するオーナーが徐々に増えていることがうかがえる。

そこで、現在の民泊の活用率を考察するために、稼働率を試算した。図表3は宿泊施設タイプ別の稼働率を示したもののだが、民泊は23.7%となった<sup>3</sup>。他の施設と比較すると、旅館や簡易宿所より低く、一見すると民泊物件の稼働率はかなり低調だ。しかし、冒頭で述べたように、民泊新法では営業日規制が課せられており、180日を超えて宿泊客を受け入れることは禁じられている。その点を考慮すると、民泊の稼働率は決して低くない。営業日規制を調整した稼働率<sup>4</sup>を計算すると、48.2%まで上昇し、簡易宿所や旅館を超える水準となる。加えて、各都道府県の条例により、営業日がさらに制限されたり、営業場所が制限されたりするケースがあるため、実際の稼働率はさらに高いとみられる。このように、民泊市場は新法施行後に大幅に縮小したものの、外国人を中心に着実に市場が回復してきたと評価できるだろう。

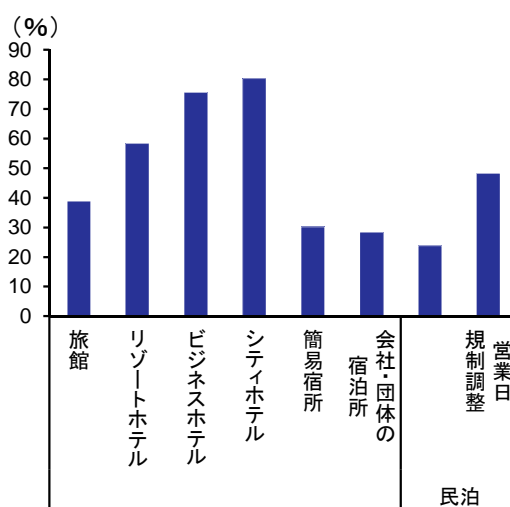
図表 2 民泊の外国人延べ宿泊者数



(注) 平均宿泊日数を2.7泊と仮定して計算。

(資料) 観光庁「住宅宿泊事業の宿泊実績について」「宿泊旅行統計調査」より、みずほ総合研究所作成

図表 3 宿泊施設タイプ別の稼働率



(注) 民泊は宿泊日数÷報告件数÷日数（新法施行後の日数）で計算。その他は2018年の客室稼働率の値。

(資料) 観光庁「住宅宿泊事業の宿泊実績について」「宿泊旅行統計調査」より、みずほ総合研究所作成

### 3. 現状の民泊市場は三大都市圏および地方中枢都市が中心

次に、民泊市場について都道府県別の状況をみていこう。

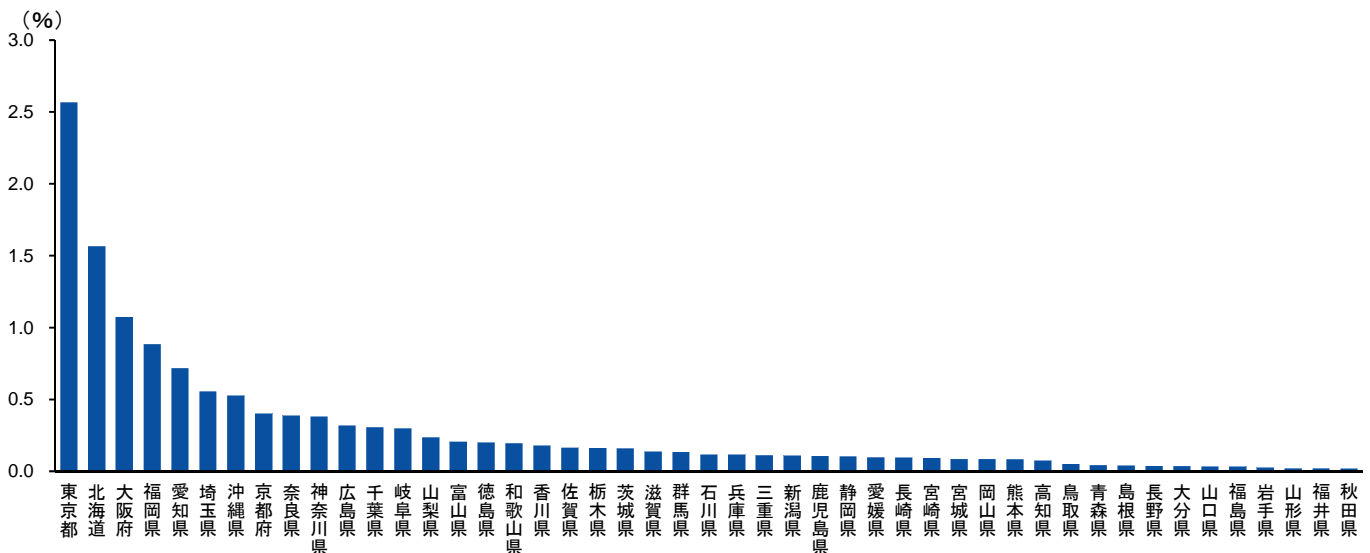
図表4は、都道府県別に延べ宿泊者数に占める民泊の割合をみたものである。これをみると、民泊の宿泊者数割合が高い地域は、東京都、北海道、大阪府、福岡県であることがわかる。全国平均(0.4%)を上回っているのは上記4都道府県に加えて、愛知県、沖縄県、埼玉県の計7都道府県のみであり、地域における民泊の存在感には偏りがあることがわかる。上位7地域は外国人を中心に宿泊者数が多く、民泊の参入余地が大きいことが背景にあると考えられる。

都道府県別の民泊の稼働率を見ても(図表5)、東京都や愛知県など、三大都市圏および地方圏の中核都市が上位となっており、これらの地域では相応の需要が見込める状況だ。

つまり、現状の民泊市場は、全国各地で展開しているというより、外国人を中心に宿泊需要が増加している地域に偏在して営業が行われていると言えよう。

都道府県別から、さらにミクロのレベルで民泊物件の偏在をみたものが図表6である。これをみると、東京都や北海道、大阪府、京都府、愛知県の民泊物件は、中枢都市の23区や大阪市、京都市などに集中していることがわかる。民泊需要が相対的に強い都道府県であっても、その地域に万遍なく民泊が広がっているわけではなく、宿泊需要が増加している地域を中心に民泊が営業されていることが見てとれる。

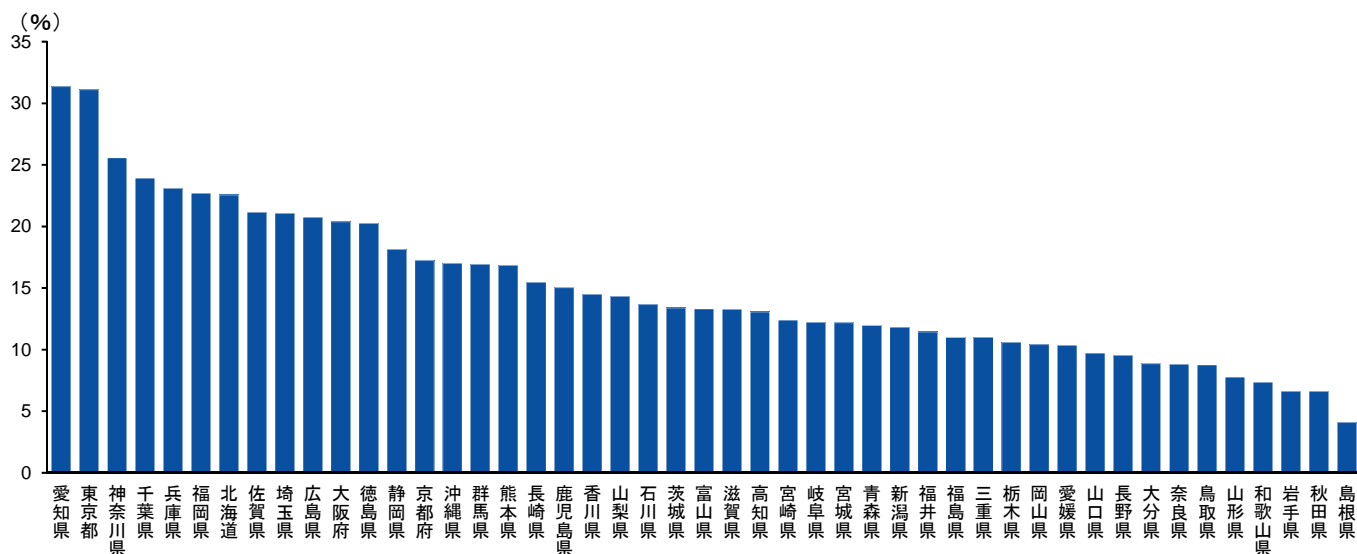
図表 4 都道府県別・民泊延べ宿泊者数割合



(注) 新法施行後の値。日本人と外国人の合計値(都道府県別の外国人数は非公表)。

(資料) 観光庁「住宅宿泊事業の宿泊実績について」「宿泊旅行統計調査」より、みずほ総合研究所作成

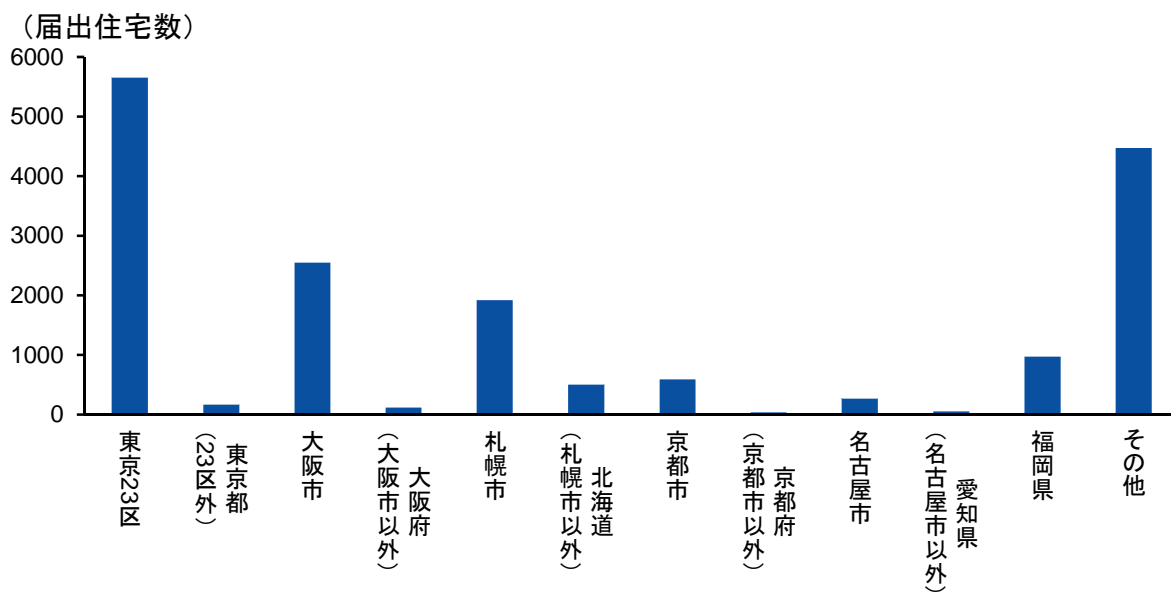
図表 5 都道府県別・民泊の稼働率



(注) 新法施行後の値。

(資料) 観光庁「住宅宿泊事業の宿泊実績について」「宿泊旅行統計調査」より、みずほ総合研究所作成

図表 6 都道府県別・民泊物件数



(注) 7月16日時点の値。市区町村レベルの値は保健所設置市。

(資料) 観光庁「住宅宿泊事業法に基づく届出及び登録の状況一覧」より、みずほ総合研究所作成

#### 4. 北海道の民泊は札幌中心部に集積。ただしホテルとの競合は限定的の可能性

ここまで、都道府県レベル、また主要な都道府県内の地域レベルで、民泊の立地状況についてみてきた。次に、一段と詳細な民泊の立地分析を行うため、全ての民泊物件の住所が公開されている北海道に着目し、北海道の民泊物件の立地場所を仔細に確認した。北海道の場合、市区町村毎の延べ宿泊者数が公表されており、よりマイクロレベルでの分析が可能である。

図表7は、北海道全域の民泊物件の立地場所を地図上にプロットし、民泊物件がどこに集積しているかを、集積地別に色を分けて可視化したものである。最大の集積地はやはり札幌周辺であり、北海道の全民泊物件の8割（約1,800件）がここに集まっている。その他は、旭川・美瑛、倶知安・ニセコ、小樽、函館、富良野、トマム、登別などに集積がみられるが、何れも100件未満と小規模にとどまっている。

では、最大の集積地である札幌において、民泊物件は都市内部のどの地域に立地しているだろうか。図表8の青色の丸印は、札幌市全体、ならびに札幌市中心部における民泊物件の立地を表している。民泊物件が札幌市全体に広がっているのではなく、札幌市の中心部に偏在していることが確認できる。

また、図表8では、地図上の赤い領域が、町・丁レベルの小地域単位でみた宿泊業事業所の立地（2014年時点）を示している。加えて、赤色の丸印は、2017年11月～2019年6月にオープンしたホテルの位置

図表 7 北海道の民泊物件の集積地



- (注) 1. 民泊物件の経度・緯度データ（十進法度単位）をもとに、DBSCANアルゴリズムでクラスタリング。パラメータを、 $\epsilon$  (eps) = 0.1、最少クラスターサイズ (minPts) = 10、と設定し、8つのクラスターを得た。  
2. 薄い水色の丸印は、どの集積地にも分類されなかった民泊物件を表す。  
3. 国土地理院の電子地形図（タイル）に、民泊物件データを追記して掲載。

(資料) 北海道「住宅宿泊事業届出住宅一覧」、札幌市「札幌市内の民泊住宅一覧」、国土地理院「電子国土基本図（淡色地図）」より、みずほ総合研究所作成

を表示したものだ。このように、民泊物件の立地場所と、小地域単位でみた宿泊業事業所や新規オープンホテルの位置を比較することで、民泊と宿泊施設の地理的な関係を観察することができる。

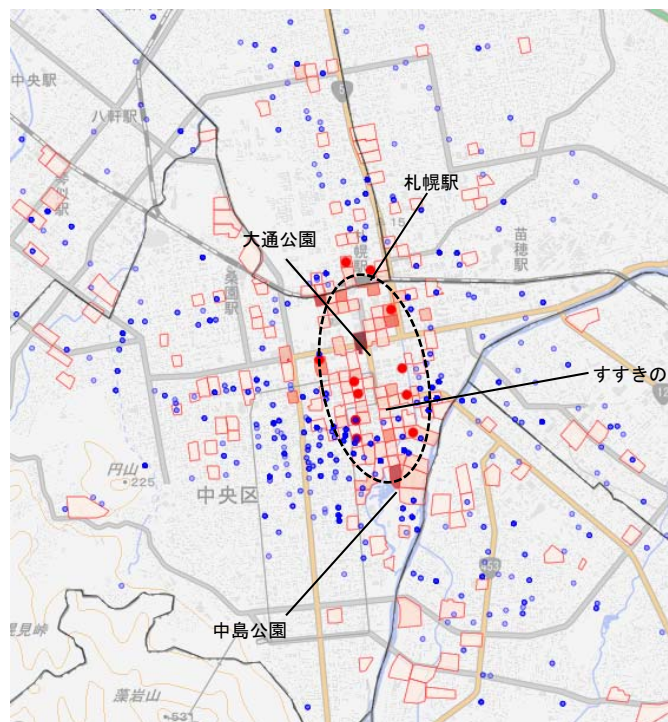
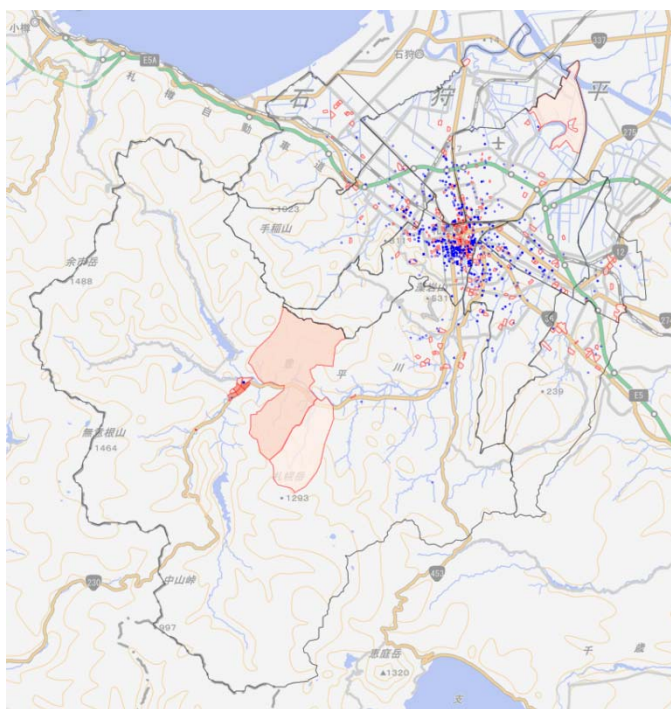
そうした視点から図表8の札幌市中心部をみると、南北は札幌駅から中島公園付近まで、東西は東3丁目付近から西10丁目付近までの中心商業地域（点線で囲んだ領域）に、赤色の領域で示した宿泊施設が集中している。一方で、青色の丸印で示した民泊物件が多く立地しているのは、中心商業地域の外周部にあたる地域である。とりわけ、南西部にあたる大通以南、西6丁目以西には民泊物件が多い。こうした地域は、中心商業地に近く利便性が良いうえに、比較的住宅が多く宿泊施設の立地が少ない場所であることから、民泊物件にとって需要と供給が一致する場所であると考えられる。ただし、2017年11月から2019年6月にかけて、中心商業地の外周付近には少なくとも12件のホテルがオープンしている（図表8の赤色の丸印）。特に新規オープンしたホテルと民泊物件は地理的に近接していることもあり、民泊とホテルが競合しつつあるようにもみえる。

では、札幌市では足元でホテルと民泊の競合度合いが高まっているのだろうか。その点を明らかにするため、限られたデータではあるが<sup>5</sup>、札幌市のホテル、旅館、簡易宿所といった宿泊施設について、稼働率の変化を確認した（図表9左）。ここでは、直近（2018年6月～2019年4月）の稼働率を1年前と比較している。札幌市の宿泊施設稼働率は2018年9月に大幅に落ち込んでいるが、これは北海道胆振東部

図表 8 札幌市の民泊物件の立地

札幌市全体

札幌市中心部



(注) 1. 青色の丸印は民泊物件の立地（2019年6月時点）、赤色の領域は宿泊業事業所の立地（2014年時点）、赤色の丸印は2017年11月～2019年6月にオープンしたホテルの立地を表す。

2. 黒色の実線は札幌市行政区の境界線。

3. 国土地理院の電子地形図（タイル）に、民泊物件データ、宿泊業事業所データ、ホテルオープンデータ、札幌市行政区境界データを追記して掲載。

(資料) 札幌市「札幌市内の民泊住宅一覧」、総務省「経済センサス」、国土地理院「電子国土基本図（淡色地図）」、オータパブリケーションズ『週刊ホテルレストラン』より、みずほ総合研究所作成

地震の影響によるものである。地震後の稼働率をみると、前年と同じ、もしくはそれ以上の水準となっている。また、札幌市以外で民泊物件が多い小樽市、旭川市についても、稼働率を確認した（図表9中央・右）。旭川市は札幌市と同様に、稼働率が前年同様の水準で推移している。小樽市の稼働率は前年をやや下回る水準となっているものの、極端な落ち込みがみられるわけではない。

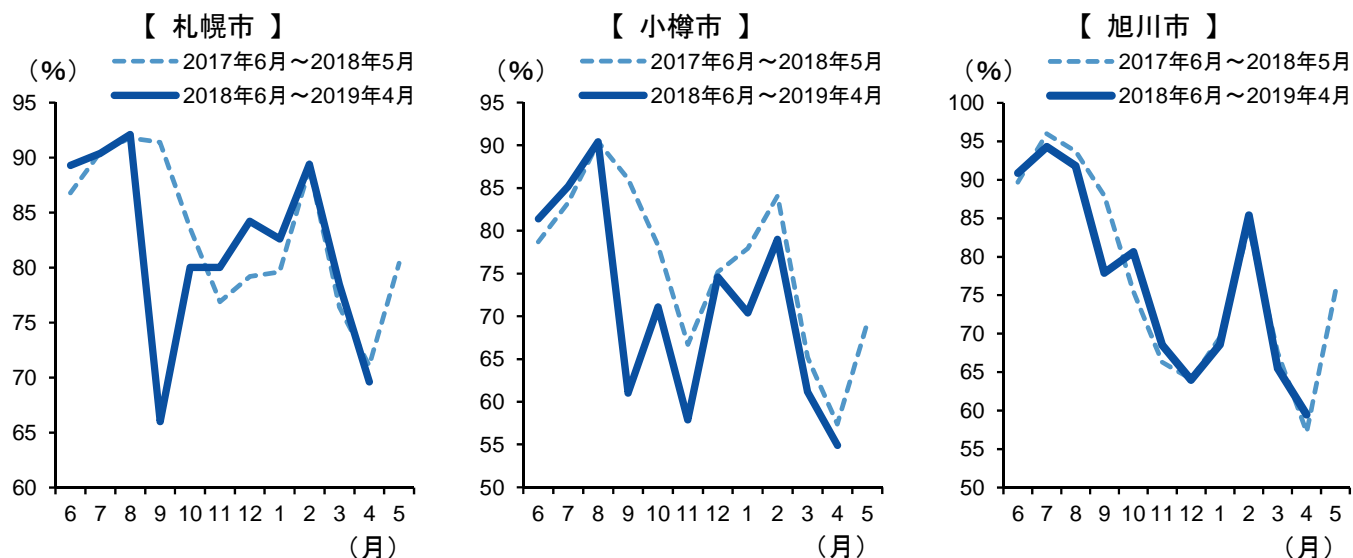
以上から推察すると、北海道で民泊物件の多い上記3地域においては、足元で民泊物件とホテルが競合してホテルの稼働率が下がるといった状況にはなっていない。厳密には個別のホテルごとに検証を行う必要性はあるものの、全体としては民泊物件とホテルは競合していなさそうだ。この理由として、2018年6月の民泊新法施行により厳しい規制が課され、事業が制限されていることから、ホテルとの競合関係が強まりにくいことが考えられる。新法の下では民泊事業を単独で成立させることは困難であり、法人の運営施設であればマンスリーレンタルと民泊のいわゆる「二毛作」で事業を運営しているとみられる。個人事業主であれば、そもそも採算を重視した規模での運営を行っていないだろう。

また、民泊とホテルで宿泊者のターゲットが異なることも影響しているとみられる。民泊物件の宿泊者は外国人が圧倒的に多い一方で、既存のホテルは日本人客も重要な顧客だ。さらに、民泊には、外国人客の中でもコミュニケーションなどの体験を求める旅行客が多いと推察されるため、ホテルの宿泊客と客層が異なる面もあるだろう。

## 5. 一部地域では民泊が新たな旅行需要の受け皿として役割を果たしている可能性

それでは、札幌市以外の民泊物件数が多くない地域では、民泊はどのように活用されているだろうか。図表10は、北海道の市町村別に、延べ宿泊者数（宿泊者×泊数）における民泊のシェアをみたものである。民泊の大部分が集積する札幌市（民泊シェア3.8%）よりシェアが高いのは、江別市、恵庭市、芽室町、仁木町、蘭越町の5つであり、とりわけ江別市は民泊シェアが20%超と高い。蘭越町を除く4つは延べ宿泊者数が1万人未満と少ないが、これらの自治体はそもそも宿泊施設の数少なく、宿

図表 9 北海道・主要都市の宿泊施設稼働率



(注) 従業者数10人以上の宿泊施設（ホテル、旅館、簡易宿所等が対象。民泊は含まれていない）。

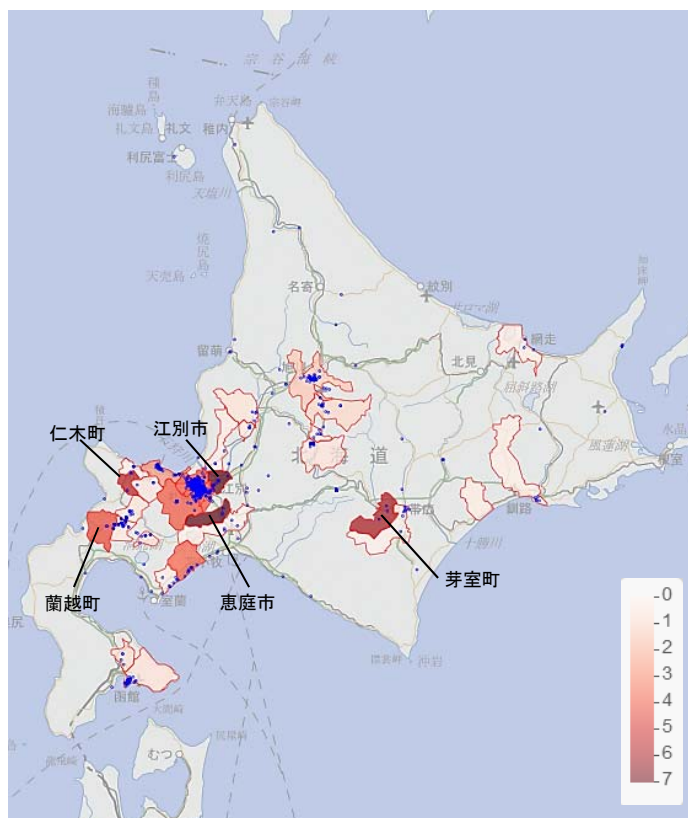
(資料) 観光庁「宿泊旅行統計調査」より、みずほ総合研究所作成

泊キャパシティが小さいとみられ、延べ宿泊者数に占める民泊のシェアが高めに突出しているようだ。そうした点を踏まえると、これらの地域では、民泊が新たな旅行需要の受け皿になっていると推察される。実際、2017年11月～2019年6月にこれらの地域にオープンしたホテルの情報はなく<sup>6</sup>、民泊が貴重な宿泊施設として稼働していると言えそうだ。

また、宿泊施設と民泊の一人当たり平均宿泊数を比較すると、北海道全体では宿泊施設が1.4泊、民泊が2.7泊と、民泊の方が2倍近く長い。市町村別にみても、民泊宿泊者データが開示されている27市町村のうち、8割超の23市町村で、民泊が宿泊施設より平均宿泊数が長い(民泊の平均宿泊数倍率>1)。民泊シェア上位の自治体では、江別市(2.0倍)、仁木町(2.0倍)、蘭越町(3.0倍)で、民泊の平均宿泊数が宿泊施設の2倍以上の長さとなっている。ホテルなどの宿泊施設が主に1泊2日型の宿泊形態である一方、民泊では長期滞在型の宿泊形態が主流となっていることを示唆する結果であり、宿泊数が長

図表 10 民泊の延べ宿泊者数シェア

市町村	民泊の延べ 宿泊者数 シェア	民泊の 平均宿泊数 倍率	宿泊施設		民泊物件	
			延べ 宿泊者数	平均 宿泊数	延べ 宿泊者数	平均 宿泊数
			(%)	(人・泊)	(泊)	(人・泊)
江別市	20.8	2.0	3,000	1.5	788	3.0
恵庭市	7.0	0.8	3,800	2.0	285	1.5
芽室町	5.7	1.3	4,500	1.3	270	1.6
仁木町	5.2	2.0	1,000	1.0	55	2.0
蘭越町	4.1	3.0	56,200	1.2	2,417	3.6
札幌市	3.8	1.6	8,924,700	1.8	349,186	2.8
白老町	3.4	1.5	58,800	1.0	2,100	1.5
小樽市	2.0	1.5	602,400	1.2	12,498	1.8
旭川市	1.0	1.6	599,400	1.4	6,246	2.2
美瑛町	0.7	1.6	161,000	1.4	1,171	2.2
七飯町	0.6	1.5	82,900	1.0	495	1.5
留寿都村	0.5	3.0	313,200	2.1	1,628	6.2
函館市	0.4	1.4	2,581,400	1.2	9,850	1.7
倶知安町	0.3	1.4	971,200	2.3	3,406	3.3
新十津川町	0.3	1.0	16,200	1.0	56	1.0
中富良野町	0.3	1.4	19,000	1.0	58	1.4
富良野市	0.3	1.6	461,800	1.4	1,369	2.3
赤井川村	0.3	1.8	154,900	1.6	457	2.9
ニセコ町	0.2	1.6	494,100	2.0	953	3.1
当別町	0.1	1.0	16,200	1.0	20	1.1
浦臼町	0.1	1.0	5,100	1.0	6	1.0
登別市	0.1	1.4	909,800	1.0	893	1.4
釧路市	0.1	1.3	1,049,400	1.1	1,018	1.5
網走市	0.1	1.2	320,700	1.3	187	1.5
帯広市	0.0	1.2	753,900	1.4	269	1.7
千歳市	0.0	1.7	225,100	1.2	31	2.1
余市町	0.0	1.0	14,800	1.0	2	1.0
北海道計	1.6	1.9	24,920,100	1.4	399,191	2.7



- (注) 1. 民泊宿泊者データが開示されている市町村のみ集計・表示。北海道計の値はデータ非開示市町村も含む。  
 2. 宿泊施設数は2014年時点、民泊物件数は2019年6月時点、宿泊施設の延べ宿泊者数と平均宿泊数は2017年8月～2018年3月、民泊の延べ宿泊者数と平均宿泊数は2018年8月～2019年3月。  
 3. 民泊の延べ宿泊者数シェア＝民泊の延べ宿泊者数÷(宿泊施設の延べ宿泊者数＋民泊の延べ宿泊者数)  
 4. 民泊の平均宿泊数倍率＝民泊の平均宿泊数÷宿泊施設の平均宿泊数。  
 5. 地図中の青色の丸印は民泊物件の立地、赤色の領域と凡例は民泊の延べ宿泊者数シェア(%)を表す。なお、濃淡のスケールの上、江別市は凡例の最大値の色を表示。  
 6. 国土地理院の電子地形図(タイル)に、民泊物件データを追記して掲載。

(資料) 北海道「北海道観光入込客数調査報告書」、「住宅宿泊事業届出住宅一覧」、「住宅宿泊事業の宿泊実績」、札幌市「札幌市内の民泊住宅一覧」、国土地理院「電子国土基本図(淡色地図)」より、みずほ総合研究所作成



い分、当該地域におけるインバウンド関連消費額の底上げにつながることを期待される。

## 6. 地方の活性化につながる民泊をもっと広げる取り組みが課題

以上、考察してきたことをまとめると、民泊物件数は新法施行による事実上の規制強化によって、大幅に減少した。しかし、180日の営業日規制などを考慮すると民泊の稼働率は高く、外国人を中心に根強い需要があると言えるだろう。立地としては、三大都市圏や地方中枢都市を中心に民泊物件の立地が非常に多い。こうした三大都市圏や地方中枢都市では外国人客が増加していることもあって、民泊物件が増えたと考えられる。

一方で、都市圏や地方中枢都市に立地している民泊がホテルと競合する状況にはなっていないようだ。限られたデータではあるが、札幌市などの北海道の統計を見る限り、足元でホテルの稼働率に民泊による下押しの影響はうかがえない。新法施行後の厳しい規制により民泊事業に制限が課されているほか、そもそも客層の違いにより民泊とホテルで住み分けが図られていると考えられる。

むしろ、江別市など北海道の一部地域では、民泊が新たな旅行需要の受け皿として機能している様子がうかがえる。民泊を利用する外国人客は長期滞在する傾向<sup>7</sup>があり、地方圏における滞在型観光を促進する上で民泊が有効なツールになりうることが示唆されよう。滞在型観光を促進して宿泊日数が長期化すれば、地方圏でのインバウンド消費額の底上げにつながることで地域活性化に寄与する。新規ホテルの進出が見込めない地域や、宿泊業における労働力不足が深刻な地域では、民泊の活用による観光振興への期待が今後ますます大きくなるだろう。また、増加する空き家対策の一助として、民泊を活用できる可能性もあろう。

このように考えると、民泊へ一律に課している規制の一部を緩和するといったように、地域特性に合った弾力的な民泊の運用を行うことは一考に値するのではないだろうか。そうして、民泊の裾野を日本全国に広げていくことができれば、交流人口の拡大やインバウンド消費の底上げなどを通じた経済効果が地域に波及していく可能性がある。住民にも経済効果を実感してもらえれば、民泊の理解が深まり、地域によっては民泊も含めた観光事業にもっと前向きな取り組みが進んでいくと期待される。

最後に、今後の分析課題としては、民泊の増加が地域に与える経済効果を仔細に分析していくことが挙げられる。そのためにも、よりミクロなレベルの公式統計の公表やデータの蓄積などを進めていくことが必要だ。

(参考文献)

- 宮嶋貴之 (2017) 「クルーズ船、民泊の利用者急増で伸び悩む統計上の外国人宿泊者数」、みずほ総合研究所『みずほインサイト』、2017年3月14日
- 宮嶋貴之、平良友祐 (2018a) 「ホテル市場の変調の兆しをどうみるか—需要は底堅く過度の懸念は不要も宿泊主体型の競争は激化」、みずほ総合研究所『みずほりポート』、2018年8月29日
- 宮嶋貴之、平良友祐 (2018b) 「タイプ別、市区町村別にみたホテル客室不足の試算—ホテル開発はエリア別、タイプ別に考慮することが肝要」、みずほ総合研究所『みずほりポート』、2018年10月29日

<sup>1</sup> 2カ月に一度、発表月の2~3月前の期間の民泊物件数や民泊物件への宿泊者数が公表されている。

<sup>2</sup> 民泊の延べ宿泊者数などの公式統計は、民泊新法施行後の2018年6月15日以降となるため、民泊新法施行前と比較することは不可能である。民泊新法施行前の民泊利用の状況については、民泊最大手のairbnb社の報道発表(詳細な内訳はなし)のデータを用いて試算している(宮嶋(2017)参照)。本稿での民泊新法施行前後の比較で用いた計算式は下記の通り。

- ・新法施行前(2016年)の民泊利用外国人シェア  $\text{airbnb 利用者数} \div \text{訪日外国人旅行者数} \approx 15\% \cdots \textcircled{1}$
- ・新法施行後の民泊利用外国人シェア  $\text{民泊延べ宿泊者数} \div (\text{民泊以外の延べ宿泊者数} + \text{民泊の延べ宿泊者数}) \approx 3.5\% \cdots \textcircled{2}$

脚注7にあるように、民泊の宿泊日数はホテルなど他の宿泊施設と比べても長いと、②の方が①よりも過大になりやすいと考えられるが、それでも①>②となっているため、新法施行後に民泊市場は縮小したと推察した。なお、2017年のシェアは、20%程度とみられる。

<sup>3</sup> 民泊の稼働率は、宿泊日数(各物件から報告された宿泊日数の合計)÷報告物件数÷新法施行後の日数で計算した物件稼働率。他の施設は客室稼働率であり、稼働率の定義が異なる点には留意されたい。

<sup>4</sup> 新法施行後の日数に0.4918(=180÷365)を乗じることで、営業日規制を調整した。

<sup>5</sup> 観光庁「宿泊旅行統計調査」では、2次速報時に参考として、市区町村別の統計が一部公開される。稼働率についても各都道府県の主要地域が公表されるが、月によって公表される市区町村は変更されるため、必ずしも継続して統計が取得できるわけではない。また、基本的に従業員数が10人規模の宿泊施設の値となっている。本稿では、北海道で継続してデータが取得可能であった札幌市、小樽市、旭川市を用いた。

<sup>6</sup> オータパブリケーションズ『週刊ホテルレストラン』2018年6月1日号、2018年12月7日号、2019年6月7日号による。

<sup>7</sup> 日本全国の平均宿泊日数を試算すると、ホテル・旅館などの宿泊施設では2018年の平均宿泊日数は1.3泊だが、民泊の平均宿泊日数は2.8泊となる。

[共同執筆者]

経済調査部	主任エコノミスト	宮嶋貴之	takayuki.miyajima@mizuho-ri.co.jp
高度デジタル情報解析室	主任研究員	服部直樹	naoki.hattori@mizuho-ri.co.jp
経済調査部		谷真吾	shingo.tani@mizuho-ri.co.jp

- 当レポートは情報提供のみを目的として作成されたものであり、取引の勧誘を目的としたものではありません。本資料は、当社が信頼できると判断した各種データに基づき作成されており、その正確性、確実性を保証するものではありません。本資料のご利用に際しては、ご自身の判断にてなされますようお願い申し上げます。また、本資料に記載された内容は予告なしに変更されることもあります。なお、当社は本情報を無償でのみ提供しております。当社からの無償の情報提供をお望みにならない場合には、配信停止を希望する旨をお知らせ願います。